令和 4 年 9 月 30 日

内閣府特命担当大臣（防災）
谷 公一　殿
国土交通大臣
斉藤 鉄夫　殿

公明党 令和 4 年台風 14 号・15 号災害対策本部
本部長　大口　善徳
事務局長　塩田　博昭

令和 4 年台風 14 号、15 号による災害に関する緊急要請

本年 9 月に立て続けに発生した令和 4 年台風 14 号、15 号は、日本列島各地に甚大な被害をもたらした。これらの災害からの早期復旧に向け、国において次の対策を講じるよう強く求める。

記

１．台風 14 号、15 号共通要望

○今般の台風 14 号、15 号の災害について、激甚災害として早期に指定し、速やかな復旧を図ること。

○公共施設の災害復旧事業に当たり、必要な予算を確保するとともに、土砂撤去など災害応急対策に伴う財政需要について、特別交付税などの特段の財政措置を行うこと。

○被災地の早期の復旧・復興及び、被災者支援等については、被災者生活再建支援法の早期適用を含め、被災自治体と緊密に連携し、国として人的支援も含めた全面的な支援を講ずること。

○被災通行止めとなっている補助国道・都道府県道の早期復旧を図ること。

○路盤流出や土砂流入により、運転を見合わせている JR 九州や錦川鉄道、大

井川鐵道の早期復旧を図ること。

○今回の災害など激甚化する風水害、切迫する大規模地震等に備え、更なる防災・減災、国土強靭化のため、補正予算での財源の確保や、TEC-FORCE をはじめとした人的支援の継続的な確保を講ずること。

○流域治水における対策事業の拡充を図ること。

○農林水産業については、農作物等の被害状況の早期把握に努めるとともに、早期復旧への支援を講ずること。特に、農業については、防災重点ため池やダムなど農業用水利施設の機能回復を早急に進めること。

○被災した農林漁業者の資金繰りを支援するため、農林漁業セーフティネット資金等の融資枠の確保や、貸付限度額の引き上げ、金利負担の軽減、共済金・保険金の早期支払い等を着実に実施すること。

○旅館を含め被害を受けた事業者に対し、生業の再建に向けた対策パッケージをまとめるなど、被災者に安心感を持ってもらえるよう、財政支援には万全を期すこと。また、被災者への支援策の速やかな情報提供と支援を行うこと。

２．台風 14 号に対する要望

○宮崎県西都市東米良地域の孤立世帯解消に努めること。

○宮崎県都城市の一級河川大淀川について、1 台の排水ポンプでは、排水が間に合わず大きな災害となったことを踏まえ、排水機場を設置すること。また、国土交通省所有の排水ポンプ車を増車すること。

○都城市の大淀川と萩原川との合流地点に、大岩田遊水池を整備することになっているが、工事着工に至っていないため、早期着工を図ること。

○災害ごみ対策として、収集・運搬対象者の年齢制限を設けないことや、集積場所を被災者宅周辺道路にするなど、被災者に寄り添った対応を行うこと。

また、関係機関や団体との連携強化を図ること。

○今後の防災対策として、各自治体が防災無線を積極的に活用できるよう、支援を行うこと。

３．台風 15 号に対する要望

○行方不明者の捜索・救出について、引き続き全力であたること。

○現在も続いている断水の早期復旧に努めること。また、静岡県内の取水口を含めた水道施設について、技術的支援と財政支援により、さらなる強靭化を図ること。

○被災者生活再建支援法の適用について、静岡県において適用となる市町と適用外の市町が生じてしまう懸念がある。同一災害による、同一レベルの被害にもかかわらず、被災者生活再建支援制度の適用が受けられない被災者が出ることは適切ではなく、静岡県内一律で支援が受けられるよう配慮すること。

○市内河川、内水への被害は広域かつ発生箇所があまりに多く、復旧に相当な時間を要すると想定され、早期復旧に向けた財政的、人的支援を要望する。（静岡県・市）

○危険氾濫水位に達し、各支流域にも甚大な被害を与えたため、一級河川安倍川に対する強靭化、法面強化、河床掘削。巴川流域の早期復旧と治水対策の強化を図ること。（静岡県・市）

○静岡市北部の中山間地域の孤立化を防ぐため、インフラの改修支援を講ずること。

○災害時に国道一号線が通行止めになりやすいため、緊急輸送路として新東名・東名があるが、今回の台風では迂回路として十分な機能を発揮しなかった。緊急輸送路として機能するために、災害への強靭化と、発災時の早期通行止め解消策を講じること。

○落橋した橋の早期復旧とその他静岡市葵区、清水区の道路崩落等、甚大な被害が発生している箇所への継続的な支援を講じること。（静岡県・市）

○高速道路の法面強化、災害に強い強靭な高速道路ネットワークの維持すること。（静岡県・市）

○国所管の用地における残土一時置き場を確保すること。（静岡県・市）

○浜松市において、大雨で氾濫した一級河川二俣川の護岸改修を行うとともに、馬込川、芳川、堀留川等の改修計画の前倒しを断行し、最大限の大雨災害対策を講じること。また、天竜区緑恵台で発生した土砂崩れは違法盛土の可能性が出ていることから、徹底解明に努めること。
なお、災害ごみの処分について、浜松市と協力しスピーディーな対応を図ること。

○今回の災害により生じた公共施設、公共土木施設及び公営住宅の被害、損傷、これに伴う停電や断水など、行政・市民生活及び経済活動に多大な影響を及ぼしたという特殊性に鑑み、特別交付税などの財政措置を含め、国による特段の措置を講ずること。（藤枝市）

○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による補助対象外となっている「公園法面崩壊箇所が園路等に影響なし」の場合についても、補助対象とすること。（藤枝市）

○床下又は床上浸水を受けた公営住宅の応急修理について、災害救助法の適用を受けた場合、民間住宅と同様に国費等による財政支援を行うこと。（藤枝市）

以上